

認知症とともに生きる

9月は世界アルツハイマー月間です



国際アルツハイマー病協会(AADI)は、9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」として、認知症への理解と本人や家族への施策の充実を目的に啓発活動を行っています。

国の予測で、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。認知症になっても、住み慣れたまちで自分らしく暮らせるよう、できることから始めませんか？市で行われている認知症の取り組みを紹介します。

○認知症サポーター養成講座

認知症の症状や予防、認知症の人との接し方などを学び、自分のできることを考える講座です。

【長岡】とき／9月13日(水) 13時～15時

ところ／あやめ会館

【葦山】とき／9月22日(金) 14時～16時

ところ／葦山福祉・保健センター

【大仁】とき／9月26日(火) 10時～12時

ところ／大仁庁舎

申込(共通)／3日前までに長寿介護

課に電話、メールまたはFAXで

※出張で行う認知症サポーター養成講座も随時受け付けています。



▲令和4年度の講座の様子

○認知症ガイドブック

認知症の進行状況に合わせ、いつでも、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかを掲載しています。

認知症とともに自分らしく暮らすための手引きとして、ご利用ください。

地域包括支援センター、長寿介護課などで無料配布しています。

※9月～10月バージョンアップ予定



▲認知症ガイドブック

○読む・知る・認知症

世界アルツハイマー月間に合わせ、図書館に認知症コーナーを設置中です。認知症に関する書籍のほか、認知症の人を支援する地域ネットワークを知ることができます。

とき／9月30日(土)まで

ところ／中央図書館

○認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の人など、誰もが気軽に集うことができるカフェです。カフェでは、認知症地域支援推進員が介護の相談や楽器の生演奏、体操などさまざまな活動を行っています。

また、カフェのお手伝いをするボランティアを随時募集しています。



▲認知症カフェ詳細はこちら

●相談先

認知症に限らず、高齢者の相談場所として、市内には3つの地域包括支援センターがあります。お気軽にご相談ください。

○葦山地域包括支援センター

☎ 055(949)9213

○長岡地域包括支援センター

☎ 055(946)0692

○大仁地域包括支援センター

☎ 0558(76)7311

○長寿介護課

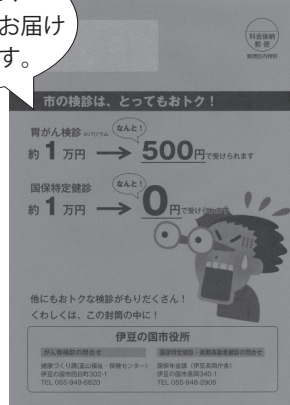
☎ 0558(76)8010

特定健診、0円で受診できるのは 9月30日(土)まで!

☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

特定健診は、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の芽を見つけるための検査です。個人で受けると約1万円かかりますが、対象者は**0円**で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。

受診券は、
青い封筒でお届け
しています。



▲市HP

対象 次のいずれかに該当する人

- ・40歳～74歳で、伊豆の国市国民健康保険に加入している人
- ・75歳以上の市民で、静岡県後期高齢者医療制度に加入している人(一部65歳～74歳の人を含む)

※対象者の年齢は、令和6年3月31日時点です。

※対象者には、5月中旬ごろ、受診券と健診ガイドを郵送しました。

検査項目

身体計測、尿検査、血液検査、血圧測定、貧血検査、医師の問診

実施期間

9月30日(土)まで

※健診実施医療機関は、健診ガイドまたは市HPをご覧ください。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

対象

●老齢基礎年金を受給している人

次の要件を全て満たしていること。

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市町村民税非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしていること。

- ・前年の所得額が約472万円以下

請求手続

①新たに給付金の受け取り対象となる人

受け取りの対象になる人には、日本年金機構が9月初旬ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和6年1月4日(木)までに手続が完了すると、令和5年10月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます。

②年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて年金事務所でも請求手続きをしてください。



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

✓日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

☎年金生活者支援給付金のご請求でお困りのときには、お電話ください。
給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092